

## 鎮西学院高等学校校長選考規程

(趣旨)

第1条 鎮西学院高等学校の校長(以下「校長」という。)の選考については、この規程の定めるところによる。

(校長候補者選考委員会の設置)

第2条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合において校長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- (1) 校長の任期が満了するとき。
- (2) 校長の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 校長が前号以外の理由により欠員となった場合。

第3条 校長の選考は、選考委員会設置の事由が前条(1)号に基づく場合は、校長の任期満了日の30日より前に、同じく事由が前条(2)号または(3)号に基づく場合は辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

(校長候補者選考委員会の構成)

第4条 選考委員会は、以下の者により構成する。

- (1) 理事長(代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む)
  - (2) 学院長
  - (3) 寄附行為第8条第1項第6号の理事のうちから理事会で選出した者 2名
  - (4) 寄附行為第32条第1項第1号の評議員のうちから評議員会で選出した高等学校教職員 1名
  - (5) 高等学校教職員から選出された者 1名
- 2 選考委員会の議長は、理事長又は代表業務執行理事が務める。

(校長候補者の選考基準)

第5条 校長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 原則として福音主義のキリスト者、若しくは福音主義キリスト教を深く理解する者であって、学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと経営管理能力を有する者
- (4) 本法人の他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)を有しない者。

(校長候補者の選考)

第6条 校長候補者の選考は次のとおりとする。

- (1) 理事長又は代表業務執行理事は、選考委員会を招集し、各委員に対し、校長候補者の推薦を依頼する。
- (2) 理事長又は代表業務執行理事は、選考委員会を招集するときは、会議の日時及び場所を、監事に通知しなければならない。
- (3) 委員は、理事長又は代表業務執行理事に対し、理由を付して校長候補者を推薦する。
- (4) 理事長又は代表業務執行理事は、選考委員会に対し、推薦者の推薦状況について報告する。
- (5) 選考委員会は、各委員の推薦に係る候補者について、高等学校の教職員の意見を聴取した上で、校長候補者1名を選考し、常任理事会に報告する。
- (6) 常任理事会は、選考委員会の決定をもとに、校長候補者を決定し、理事会に報告する。
- (7) 理事会は、評議員会に対し、常任理事会による校長候補者の経過及び結果を伝達し、その意見を聴取する。

2 監事は、選考委員会の会議に同席することができる。

(校長の選任)

第7条 理事会は、評議員会の意見を聴取の上、出席理事の3分の2以上の賛成に基づき、前条(6)によって決定された校長候補者について校長に選任する。

2 前項の議決が否決された場合、本規程第2条から前条の手続きを経て、新たな校長候補者の選考を行う。この場合の校長の選任は前条の規定による。

(校長の任期)

第8条 校長の任期は4年とし、再任を妨げない。

(校長の再任手続き)

第9条 現職の校長を再任する場合も、第2条ないし前条の手続きを履践しなければならない。

(補充された校長の任期)

第10条 第2条第2号及び第3号の事由が生じたことに基づいて選任された校長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

2019(平成31)年4月1日より施行の鎮西学院高等学校校長候補者選考規程を廃止する。

この規程は2025(令和7)4月1日より施行する。

ただし、同日に就任する校長の選任については、廃止前の選考規程の定めに従うものとする。